

# 健康保険証などの取扱いについて (オンライン資格確認の開始)

●令和3年10月から、健康保険証の記号番号やマイナンバーカードのICチップなどをもとに、医療機関や薬局(※)が、加入している医療保険などをオンラインですぐに確認できる仕組みが始まる予定です。

●(※)オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局  
を導入している医療機関・薬局  
●仕組みの概要は以下にお示しするとおりです。

(注)スケジュールや実施内容等については不確実な部分も含まれるため、最新の情報は左記の照会先にてご確認ください。

オンライン  
資格確認に  
関する  
照会について



厚生労働省特設ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08544.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html)

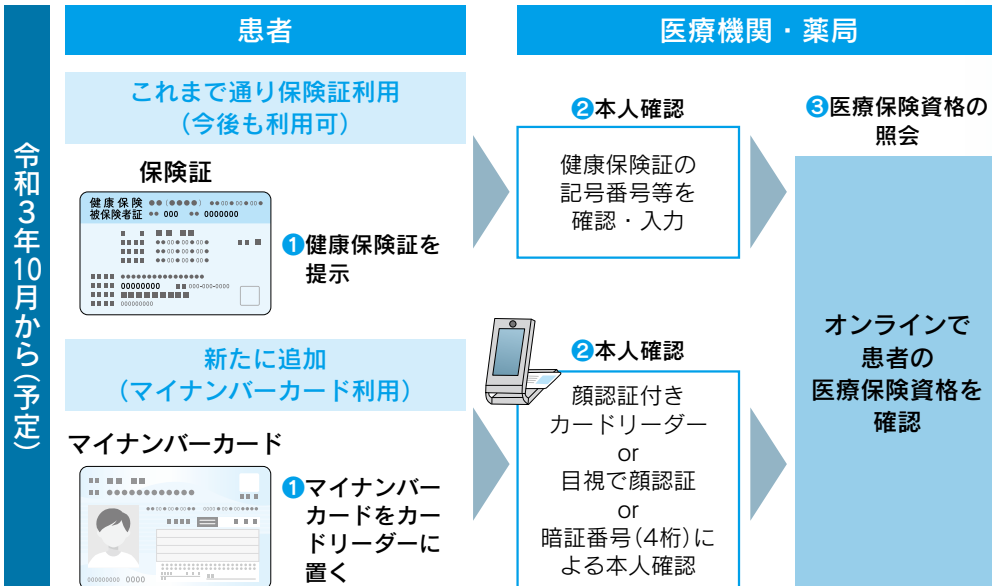
マイナンバー  
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

※平日 9:30～20:00

土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除く)

※音声ガイダンスに従って「4」→「2」の順に進む。



	保険証	マイナンバーカード
導入済みの医療機関・薬局(※1)	○	○(※2)
未導入の医療機関・薬局	○	×

(※1) 導入・未導入の見分け方: 利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表される予定です。また、導入医療機関等のポスター・ステッカー等で確認できます。

(※2) マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前に「マイナポータル」等で保険証利用の申込をする必要があります。



●オンラインで資格を確認する仕組みを導入済みの医療機関・薬局と未導入の医療機関・薬局で対応が異なります。

受診する医療機関・薬局によってマイナンバーカードが利用できないこともありますので、ご利用にあたっては必ずホームページ等でご確認をお願いします。また、合わせて保険証も持参してください。

今後、マイナンバーカードの普及に伴い、利用できる医療機関・薬局も増えてくる見込みです。